

特定非営利活動法人
岡山環境カウンセラー協会

定 款

認証日 平成 16 年 3 月 2 日

登記日 平成 16 年 3 月 15 日

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人岡山環境カウンセラー協会と称する。
英文では、Okayama Prefecture Environmental Counselors Association
と表し、OPECA と略する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市連島町矢柄 5832 番地の 9 に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第3条 この法人は、環境省の環境カウンセラー登録制度にのっとり、市民、市民団体、事業者、行政などの社会を構成する各主体間にパートナーシップを形成しながら、環境保全活動の推進に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表第5号の「環境の保全を図る活動」を行う。

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利にかかる事業を行う。
環境問題、環境保全活動、組織運営等に関する相談に関する助言。
各種の環境学習講座等への講師派遣。
環境関連事業などの企画・運営。
環境問題などに関する情報交換。
環境ボランティアの育成。
会員の資質向上を図る事業。
その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第 3 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって法上の社員とする。

正 会 員：環境省発行の『環境カウンセラー登録簿』に掲載され、岡山県に在住又は勤務する環境カウンセラーの内、入会を希望する者。

準 会 員：正会員以外の環境省登録環境カウンセラーの内、本会の趣旨に賛同する者で本会の承認を得た者。
並びに「環境教育・環境学習インストラクター」認証者のうち、本会の趣旨に賛同する者で本会の承認を得た者。

賛助会員：環境カウンセラーをめざす者や環境ボランティアを志す者で本会の趣旨に賛同し本会の承認を得た者。

法人会員：企業、団体などで本会の趣旨に賛同し、本会の活動を支援する者で本会の承認を得た者

(入会)

第 7 条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

この法人の目的に賛同し、誠意をもってこの法人の事業を推進する人であること。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、その者が前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
退会届の提出をしたとき。
本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
継続して 2 年間会費を滞納したとき。
除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、会長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
この定款等に違反したとき。
この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項にかかわる発生に伴い、役員会で退会勧告を行うことができる

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

会 長	1 名
<u>会長代理</u>	<u>1 名</u>
副 会 長	2 名
事務局長	1 名
幹 事 長	1 名
会 計	1 名
幹 事	若干名
監 査 役	<u>2 名</u>

2 前項に掲げる役員のうち、 から までを法上の理事とし、 を法上の監事とする。

(役員 の 選任)

第14条 監査役を除く役員は、総会において正会員の中から選任する就任する役員の種別は役員会で互選する。
ただし、法上届け出の理事は監査役を除く役員全員とする。

- 2 監査役は、正会員の中から会長がこれを任命する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監査役は、他の役員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 会長は本会を代表し、本会の資産の管理及び会務全般を統括する。
当協会以外の団体に対する代表責任者として統括する。

会長代理は、会長の命に従い日常的会長業務を遂行する。

- 2 副会長は会長及び会長代理を補佐し、会長及び会長代理に事故があったとき、又は会長及び会長代理が欠けたときは、その代理をする。
- 3 事務局長は会報編集並びに会長の委任した業務を会長に代わり代行する。
- 4 幹事長は会議に関する庶務並びに会長の委任した業務を会長に代わり代行する。
- 5 会計は会計事務を統括する。
- 6 幹事は会務の運営に当り主要事項を審議する。
必要に応じ、会の活動テーマのリーダーを担当する。

- 7 監査役は会計事務を監査し、その結果を総会に報告するために以下の業務を行う。

他の役員の業務執行の状況を監査すること。

この法人の財産の状況を監査すること。

前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠損補充)

第17条 法上の理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に決める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

定款の変更

解散

合併

事業計画及び収支予算並びにその変更

事業報告及び収支決算

役員を選任(監査役を除く。)及び解任、職務及び報酬

入会金及び会費の額

借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

事務局の組織及び運営

その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を

もって招集の請求があったとき。

第 15 条第 7 項第 4 号の規定により、監査役から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会務の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の

適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

日時及び場所

正会員の総数及び出席者数（書面表決及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

審議事項

議事の経過の概要及び議決の結果

議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 役 員 会

(構成)

第 31 条 役員会は、役員（監査役を除く。以下この章において同じ。）をもって構成する。

- 2 監査役は、役員会に出席して意見を述べるができるものとする。

(権能)

第 32 条 役員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

総会に付議すべき事項

総会の議決した事項の執行に関する事項

その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

会長が必要と認めるとき

役員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

第 15 条第 7 項第 5 号の規定により、監査役から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 役員会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第 37 条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した役員は、前条及び次条第 1 項の適用については、役員会に出席したものとみなす。
- 4 役員会の議決については、特別な利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければな

らない。

日時及び場所

役員総数、出席者数及び出席者氏名

(書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。)

審議事項

議事の経過の概要及び議決の結果

議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録に記録された資産

入会金及び会費

寄付金品

財産から生じる収入

事業に伴う収入

その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に決める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監査役の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

総会の決議

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

正会員の欠亡

合併

破産

所轄庁による認証の取り消し

- 2 前項第1号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の理由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で定めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、山陽新聞に掲載して行ふ。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

(委員会)

第 57 条 会長は、事業を分担させるため、役員会に諮ったうえ、委員会を設けることができる。

(顧問)

第 58 条 この会において、会員からの推薦により顧問を置くことができる。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	福留 正治
副 会 長	笠井 博
副 会 長	難波 貞敏
事務局長	三宅 直生
幹 事 長	近藤 晴己
会 計	水田 有
幹 事	吉形 勝

	田口 豊郁
幹 事	鐘築 勝利
”	徳永 巧
”	井勝 久喜
”	渡邊 伸一
監 査 役	谷口 幸男

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、
成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわら
ず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日
から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次
に掲げる額とする。

正 会 員：入会金 0 円、年会費 3,000 円

準 会 員：入会金 0 円、年会費 2,000 円

賛助会員：入会金 0 円、年会費 1,000 円

ただし、この法人の成立の日以前に、岡山環境カウンセラー協会に加入してお
り、当該年度の会費を納入している社員については、設立当初年度の入会金及
び会費は徴収しない。

付則の追加

7 会費の改定（平成18年4月1日改定 - 1）

会費は平成18年5月20日の総会において次のとおり改定された

正会員：入会金 0円、年会費 5,000円

準会員：入会金 0円、年会費 2,000円

賛助会員：入会金 0円、年会費 2,000円

8 会費の新設（平成19年4月1日改定 - 2）

法人会員の新設に伴い、平成18年5月20日の総会において次のとおり定められた

正会員：入会金 0円、年会費 5,000円

準会員：入会金 0円、年会費 2,000円

賛助会員：入会金 0円、年会費 2,000円

法人会員：入会金 0円、年会費 10,000円